

公益財団法人宇治市公園公社情報公開規程

目 次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 対象文書の公開(第5条—第18条)
- 第3章 雑則(第19条—第23条)
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宇治市公園公社（以下「公社」という。）が、宇治市と密接な連携を図りつつ事業活動を推進していることから、宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、公社の活動に対する市民の理解を深めるとともに、市民の公社への信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「対象文書」とは、公社の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、公社の役職員が組織的に用いるものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

(公社の責務)

第3条 公社は、この規程の解釈及び運用に当たつては、対象文書の公開の申出をする市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報の保護については最大限の配慮をしなければならない。

- 2 公社は、文書の適正な作成及び保存を図り、文書の管理体制を確立し、文書を適切に管理しなければならない。
- 3 公社は、市民生活の向上及び充実を図るため、対象文書の公開と併せて市民が必要とする情報を迅速に提供するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより対象文書の公開を受けたものは、これによつて得た情報をこの規程の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 対象文書の公開

(公開の申出)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、公社に対し、対象文書の公開の申出をすることができる。

(対象文書の公開義務)

第6条 社は、前条の規定による対象文書の公開の申出(以下「公開申出」という。)があつたときは、公開申出に係る対象文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出をしたもの(以下「申出者」という。)に対し、当該対象文書を公開しなければならない。

(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員又は公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人(公社、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「公社等」という。))を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によつて生ずる危害から保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 人の生活を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によつて生ずる支障から保護するため、公にすることが必要と認められる情

報

- (4) 公社等の内部又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 公社等が行う事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれのある情報

(時限的非公開)

第7条 公社は、前条各号のいずれかに該当する情報であつても、期間の経過により、同条各号のいずれにも該当しなくなつたときは、公開申出に応じなければならない。
(部分公開)

第8条 公社は、公開申出に係る対象文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公開申出の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて、対象文書を公開しなければならない。

(公開申出の方法)

第9条 公開申出をしようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した文書公開申出書(別記様式第1号)を公社に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 対象文書の名称その他公開申出に係る対象文書を特定するに足りる事項

2 公社は、公開申出をしようとするものに対し、当該公開申出に係る対象文書の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 公社は、第1項の申出書に形式上の不備があると認めるときは、申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、公社は、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(対象文書の存否に関する情報)

第10条 公開申出に対し、当該公開申出に係る対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、公社は、当該対象文書の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第11条 公社は、公開申出に係る対象文書の全部を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、申出者に対し、文書公開決定通知書（別記様式第2号）により通知しなければならない。

2 公社は、公開申出に係る対象文書の一部を公開するときは、その旨の決定（以下「部分公開決定」という。）をし、申出者に対し、文書部分公開決定通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

3 公社は、公開申出に係る対象文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開申出を拒否するとき、及び公開申出に係る対象文書が存在しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定（以下「非公開決定」という。）をし、申出者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、通知しなければならない。

(1) 第6条各号を理由として対象文書の全部を公開しない場合 文書非公開決定通知書（別記様式第4号）

(2) 前条の規定により公開申出を拒否する場合 文書非公開決定通知書（公開申出拒否）（別記様式第5号）

(3) 前2号に掲げる場合以外の対象文書の全部を公開しない場合 文書非公開決定通知書（不存在等）（別記様式第6号）

4 公社は、部分公開決定又は非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、当該通知に当該期日を付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 公開決定、部分公開決定及び非公開決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があつた日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第9条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を、公開申出があつた日から起算して60日（第9条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数。以下同じ。）を限度として延長することができる。この場合において、公社は、申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を文書公開決定等期間延長通知書（別記様式第7号）により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に公社が公開決定等をしないときは、申出者は、非公開決定があつたものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開申出に係る対象文書が著しく大量であるため、公開申出があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、公社は、公開申出に係る対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの対象文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、公社は、同条第1項に規定する期間内に、申出者に対し、次の各号に掲げる事項を文書公開決定等の期限の特例通知書(別記様式第8号)により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの対象文書について公開決定等をする期限

2 申出者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る対象文書については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、公社が同号に規定する残りの対象文書について公開決定等を行わないときは、申出者は、当該残りの対象文書について非公開決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開申出に係る対象文書に公社等及び申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公社は、公開決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、文書の公開に係る意見照会書(別記様式第9号以下「意見照会書」という。)により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 公社は、第三者に関する情報が記録されている対象文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第6条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、意見照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 公社は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該対象文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公社は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を第三者情報公開決定通知書(別記様式第10号)により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 対象文書の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法に

より行う。ただし、閲覧の方法による対象文書の公開にあつては、公社は、当該対象文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 宇治市情報公開条例施行規則（平成17年宇治市規則第11号）（以下「規則」という。）第8条第1項に定める方法

2 前項に定める対象文書の公開は、公社の指定する日時及び場所において行う。

（費用の負担）

第16条 前条の規定により対象文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずるものとして公社が定める方法を含む。）を受けるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあつては、これらに準ずるものとして公社が定める方法を含む。）に要する費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する費用の額については、規則第10条の規定を準用する。

3 第1項の費用は、前納しなければならない。

（不服の申出）

第17条 公開決定等（第12条第3項又は第13条第3項の規定により非公開決定があつたものとみなされる場合を含む。以下同じ。）又は公開申出に係る不作為について不服がある申出者及び第三者は、当該公開決定等を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公社に対し不服申出書（別記様式第11号）により不服の申出（以下「不服申出」という。）をすることができる。

2 公社は、前項の不服申出があつたときは、当該不服申出に係る対象文書の公開の可否について、宇治市に意見を聴かなければならない。

3 公社は、理事長が別に定める機関がある場合は、前項の規定にかかわらず、第1項の不服申出に係る対象文書の公開の可否について、当該機関に意見を聴かなければならない。

4 公社は、前2項の規定により意見を聴いたときはこれを尊重し、速やかに当該不服申出に対する裁決を行い、不服申出をした者に対して、不服申出裁決通知書（別記様式第12号）により通知しなければならない。

（理事長が別に定める機関）

第18条 前条第3項に規定する理事長が別に定める機関は、公示しなければならない。

第3章 雑則

（他の制度との調整）

第19条 この規程は、法令等の規定により、何人にも公開申出に係る対象文書が第15条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合には適用しない。

2 この規程は、一般の利用に供することを目的として管理されている対象文書については、適用しない。

（対象文書の検索資料の作成等）

第20条 公社は、対象文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供しなければ

ならない。

(実施状況の公表)

第21条 公社は、毎年、対象文書の公開の制度について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(宇治市長による指導)

第22条 公社は、この規程の実施に関し必要があるときは、宇治市長に対し、指導、助言等を求めるものとする。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成19年12月1日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の財団法人宇治市公園公社情報公開規程第5条第1項の規定によりなされている対象文書の公開の申出は、改正後の財団法人宇治市公園公社情報公開規程第5条の規定によりなされた対象文書の公開の申出とみなす。

3 前項に規定するもののほか、この規程の施行の日前に旧規程の規定に基づきなされた手続きその他の行為は、新規程の相当規定に基づきなされた手続きその他の行為とみなす。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。